

長野市市民便利帳協働発行事業者募集要項

1 趣旨

市民の暮らしに役立つ行政情報等を掲載した冊子を官民協働で発行するため、協働発行事業者を選定する手続きを定めるもの

2 事業概要

- (1) 事業の名称 長野市市民便利帳協働発行事業（2023年版）
- (2) 事業内容 別紙「長野市市民便利帳 仕様書」のとおり
- (3) 事業期間 協定締結日（令和5年5月予定）から令和7年10月末（配布終了時期）まで

3 参加資格

次に掲げる全ての事項に適合する者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4のいずれにも該当しないこと。
- (2) 長野市の物品・製造等競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (3) 長野市建設工事等入札参加者指名停止等措置基準及び長野市物品等入札参加者指名停止等措置基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 国税又は市税その他市に納付すべき使用料、手数料等を滞納している者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む）があった者にあつては同法の規定による更生計画認可の決定（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）を受けた者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てがあった者にあつては同法の規定による再生計画認可の決定を受けている者であること。

4 スケジュール

項 目	日 程
募集要項・仕様書の公表	令和5年4月24日(月)
質問の提出期限	令和5年4月28日(金) 午後5時まで
質問に対する回答期限	令和5年5月8日(月)
参加表明書の受付期限	令和5年5月12日(金) 午後5時まで
企画提案書等の受付期限	令和5年5月19日(金) 午後5時まで

5 提出書類

	提出物	様式	提出部数	受付期限
(1)	参加表明書	【様式1】	正1部	5月12日（金） 午後5時まで
(2)	長野市市民便利帳協働作成発行事業 基礎資料	【様式2】	正1部	5月19日（金） 午後5時まで
(3)	企画提案書（事業者の体制、便利帳の提案について審査基準の内容を記載するとともに、独自の提案等も記載すること）	任意様式	正1部 副6部	
(4)	納税証明書（直近の市区町村税・法人税等の滞納がないことを示す証明書の原本）	—	各1通	
(5)	本市と同規模程度の自治体との協働により同様の冊子の発行実績がある場合は、その冊子（複数ある場合は3自治体程度）	冊子	1部	

6 質問の受付及び回答の公表

(1) 提出期限 令和5年4月28日（金）午後5時まで

(2) 質問の提出方法

電子メールにて、広報広聴課へ送信すること。

広報広聴課メールアドレス：kouhou-kouchou@city.nagano.lg.jp

件名を「長野市市民便利帳に関する質問」とし、本文へ質問事項を記載すること。また、電話でメールの送受信を確認すること。

(3) 回答方法

質問者へ電子メールで回答する。

また、質問者を伏せて長野市ホームページに掲載する。

7 提出書類の受付

(1) 受付期限 参加表明書 令和5年5月12日（金）午後5時まで

企画提案書等 令和5年5月19日（金）午後5時まで

(2) 提出方法 広報広聴課へ郵送又は持参

※郵送の場合は、送達が可能である書留等によるものとし、提出期限までに到達したものを有効とする。

※持参の場合は、平日、午前8時30分から午後5時までの受付とする。

8 連絡・提出先

長野市企画政策部広報広聴課（長野市役所第一庁舎5階）

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地

電話 026-224-5004（直通）

E-mail：kouhou-kouchou@city.nagano.lg.jp

9 協働発行事業者の選定

(1) 選定機関及び選定方法

長野市市民便利帳提案競技審査委員会要綱及び長野市市民便利帳提案競技実施要領のとおりとする。

(2) 審査基準及び得点

長野市市民便利帳提案競技実施要領第4第2項の審査基準及び配点は、別表審査基準のとおりとする。

(3) その他

- ・委員会は、非公開とする。また、審査の経過等に対する問い合わせ及び審査結果に対する異議申し立てには応じない。
- ・提出書類の作成に関する一切の費用は、参加者の負担とする。
- ・委員が企画提案書等に対する不明点、確認したい点等がある場合、広報広聴課を通じて質問するので、参加者は責任をもって回答すること。
- ・選定結果は、参加者へ文書で通知する。

10 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (4) その他審査委員会が不相当と認める場合

11 協定の締結

最優秀者として選定された者は、選定された提案内容を基に、協議の上、長野市と「長野市市民便利帳」の協働発行事業に係る協定を締結するものとする。

12 その他

- (1) 本プロポーザルの参加に当たる費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出書類は返却しない。
- (3) 企画提案書等は、本事業の選定以外に無断で使用しない。ただし、公平性、透明性を期すために長野市情報公開条例等の関連規定に基づき公開することがある。

別 表

審査基準

評価項目	評価の着目点	配点				
		非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
事業者の体制	現在発行している便利帳や、官公庁等が発行する冊子等の実績があるか	10	7	5	3	0
	十分な実務経験を有する実施責任者及び担当者が適切に配置される等運営体制が整っているか (編集、校正、印刷、納期の工程、従事者数、連絡体制等)	10	7	5	3	0
	印刷業者は長野市内にある事業者であるか	10	7	5	3	0
	長野市広告掲載取扱要綱を遵守し、事業者の責任において、広告収入を確保できるか	10	7	5	3	0
便利帳の提案	表紙や中身のデザイン、レイアウトは興味を持たせるものになるか	10	7	5	3	0
	文字の大きさや間隔などが見やすいか、また、内容を分かりやすく伝える文面になるか	10	7	5	3	0
	行政情報以外のページを含めて創意・工夫が図られ、利用者(転入者)が市の魅力を感じられる内容となるか	10	7	5	3	0
	地図は見やすいものになるか	10	7	5	3	0
	事業者側で冊子に掲載する画像、イラストの確保や、著作権の確認が行えるか	10	7	5	3	0
	掲載する記事の選別や、校正など行政の業務負担の軽減に対する提案	10	7	5	3	0

合計(最高) 100点